

役員費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直心会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）の費用弁償及び慶弔に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償の対称となる業務)

第2条 費用弁償の対称となる業務は、次の各号に定めるところによる。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 監事による監査
- 四 行政機関による実地指導等の立会
- 五 内部研修会の参加
- 六 その他、理事長が必要と認めた業務

(費用弁償の額)

第3条 費用弁償の額は、5,340円とする。ただし、同日に複数の業務に従事する場合は、重複支給はしない。

(適用除外)

第4条 施設職員であって、法人の役員を兼務する者については、第2条第一号から第

五号の業務に従事する場合費用弁償の対象外とする。

(慶弔の対称となる事項)

第5条 慶弔の対象となる事項は、別紙に定めるところによる。ただし、社会通念上、

理事長が必要と認める場合は、この限りではない。

(雑則)

第7条 この規程の定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

別 紙

慶弔の対象となる事項とその額

区 分	内 容		備 考
	慶弔費 (金額)	その他	
結婚祝	10,000円	祝電	

(本人)				
出産祝 (本人又は配偶者)		10,000円		
香典・ 御仏前	本人	10,000円	生花、弔電	初盆は御仏前 5,000円
	配偶者	10,000円	弔電	同上
	同居父母子	10,000円	弔電	初盆は御仏前 3,000円

生花は、30,000円相当とする。